

山鹿市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月19日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱（平成29年山鹿市告示第68号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号イ中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号ウ中「知的障害者更正相談所」を「知的障害者更生相談所」に改める。

第4条第2項第1号ア中「承認申請者の」の次に「属する世帯の世帯員全員の」を加え、「謄本」を「写し」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同項第2号ア中「承認申請者の」の次に「属する世帯の世帯員全員の」を加え、「謄本」を「写し」に改め、同号ウ(イ)中「養護学校」を「特別支援学校」に改め、同号ウ(ウ)中「知的障害者更正相談所」を「知的障害者更生相談所」に改め、同項第3号ア中「承認申請者の」の次に「属する世帯の世帯員全員の」を加え、「謄本」を「写し」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同項第4号ア中「承認申請者の」の次に「属する世帯の世帯員全員の」を加え、「謄本」を「写し」に改める。

第6条第3号を次のように改める。

(3) 免許の取得に直接要した費用の額を証する書類

第7条中「自動車運転免許取得助成金の交付の決定及び額の確定通知書」を「障害者自動車運転免許取得助成金の交付の決定及び額の確定通知書」に改める。

第8条中「障害者運転免許取得助成金交付請求書」を「障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書」に改める。

様式第1号中

「添付書類	<table><tr><td data-bbox="451 1628 478 1953">1</td><td data-bbox="478 1628 1396 1675">承認申請者の住民票の謄本</td></tr><tr><td data-bbox="451 1675 478 1953">2</td><td data-bbox="478 1675 1396 1767">公安委員会が発行する適性相談通知書の写し（身体障害者及び精神障害者に限る。）</td></tr><tr><td data-bbox="451 1767 478 1953">3</td><td data-bbox="478 1767 1396 1814">承認申請者の属する世帯員全員の前年分の所得証明書</td></tr><tr><td data-bbox="451 1814 478 1953">4</td><td data-bbox="478 1814 1396 1953">身体障害者手帳、知的障害者であることが確認できる書類若しくは精神障害者保健福祉手帳又は難病患者等であることの確認ができる書類の写し</td></tr></table>	1	承認申請者の住民票の謄本	2	公安委員会が発行する適性相談通知書の写し（身体障害者及び精神障害者に限る。）	3	承認申請者の属する世帯員全員の前年分の所得証明書	4	身体障害者手帳、知的障害者であることが確認できる書類若しくは精神障害者保健福祉手帳又は難病患者等であることの確認ができる書類の写し
1	承認申請者の住民票の謄本								
2	公安委員会が発行する適性相談通知書の写し（身体障害者及び精神障害者に限る。）								
3	承認申請者の属する世帯員全員の前年分の所得証明書								
4	身体障害者手帳、知的障害者であることが確認できる書類若しくは精神障害者保健福祉手帳又は難病患者等であることの確認ができる書類の写し								

を

「 添付書類	1 承認申請者の属する世帯の世帯員全員の住民票の写し 2 承認申請者の属する世帯の世帯員全員の前年分の所得証明書 3 身体障害者手帳、知的障害者であることが確認できる書類若しくは精神障害者保健福祉手帳又は難病患者等であることの確認ができる書類の写し
--------	--

に改める。

様式第 2 号中「山鹿市自動車運転免許取得助成事業実施要綱」を「山鹿市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱」に改め、「㊤」及び「（ 歳）」を削り、

「 添付書類	1 障害者自動車運転免許取得完了届（様式第 3 号） 2 運転免許証の写し 3 指定自動車教習所及び運転免許センターにその費用を払った時の領収書
--------	--

を

「 添付書類	1 障害者自動車運転免許取得完了届（様式第 3 号） 2 運転免許証の写し 3 免許の取得に直接要した費用の額を証する書類
--------	---

に改める。

様式第 4 号中「自動車運転免許取得助成金の交付の決定及び額の確定通知書」を「障害者自動車運転免許取得助成金の交付の決定及び額の確定通知書」に、「自動車運転免許取得助成金に」を「障害者自動車運転免許取得助成金に」に改める。

様式第 5 号中「障害者運転免許取得助成金交付請求書」を「障害者自動車運転免許取得助成金交付請求書」に、

「 氏名 ㊤ を 「 氏名 （署名又は記名押印）
電話番号 」

に、「自動車運転免許取得助成金」を「障害者自動車運転免許取得助成金」に、

金 融 機 関 名	銀行 金庫 組合	本店 支店・支所 出張所
預 金 種 別	1 普通 2 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義		

を

金 融 機 関 名	銀行 金庫	本店 支店・支所
-----------	----------	-------------

	組合		出張所	
口座種別	普通・当座	(ゆうちょ銀行以外) 口座番号		
ゆうちょ銀行のみ	記号		番号	
フリガナ				
口座名義				

」

に改める。

- 附 則
- (施行期日)
- 1 この要綱は、令和8年5月19日から施行する。
- (経過措置)
- 2 改正後の第6条及び様式第2号の規定は、令和6年4月1日以後に山鹿市障害者自動車運転免許取得助成事業実施要綱第4条第1項の承認を受けた者について適用する。